

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

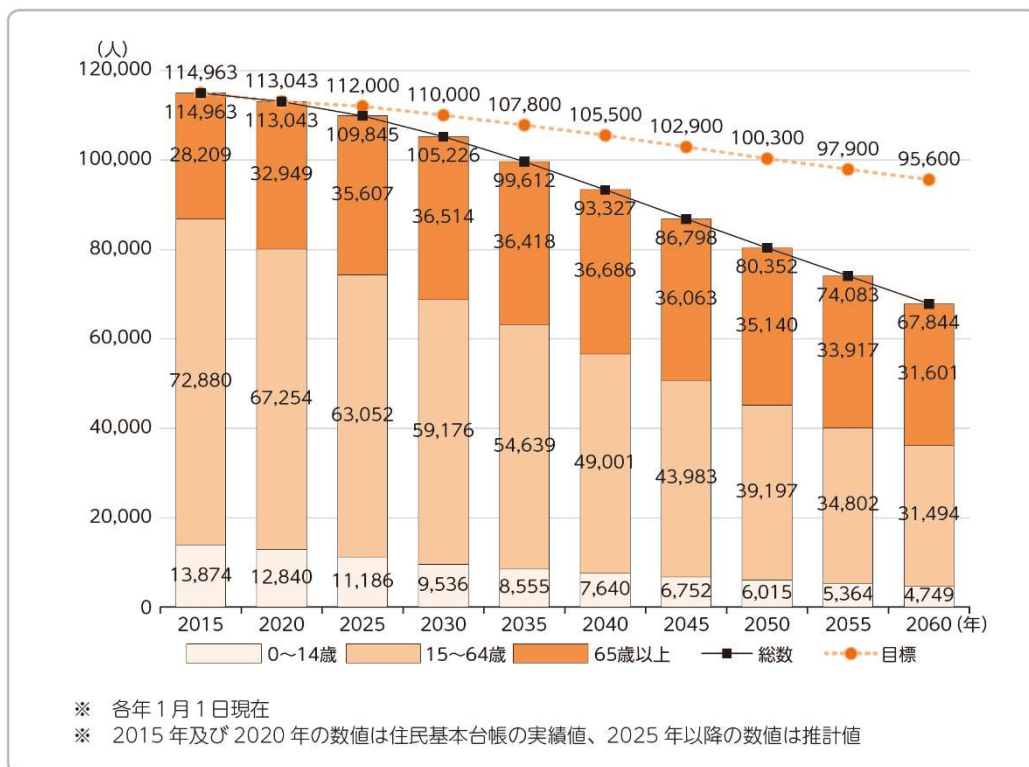
(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

①市の人口構造

本市の人口は、平成 12 年（2000 年）にピークを迎え、以降、人口減少に転じ、令和 2 年（2020 年）には 113,043 人（平成 12 年人口の 95.9%）となっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した場合、令和 37 年（2055 年）には 97,900 人と 10 万人を切るまでに人口減少することが予想されている。

人口構造を年齢 3 区分別でみると、平成 12 年（2000 年）の老年人口は、18,020 人（15.3%）であったが、令和 2 年（2020 年）には 32,949 人（29.1%）に増加している。また、生産年齢人口は 80,633 人（68.5%）から 67,254 人（59.5%）に減少し、年少人口も 19,120 人（16.2%）から 12,840 人（11.4%）に減少している。（図表 1）

図表 1 加須市の年齢 3 区分別の人口推移と将来推計



出典：第 2 次加須市総合振興計画

②市の産業構造

令和３年度（2021年度）に実施した経済センサスによる産業分類別事業所数（公務員を除く）において、市内事業所は3,793あり、うち「卸売業、小売業」が848と最も多く、次いで「製造業」477、「建設業」469、「生活関連サービス業、娯楽業」344、「宿泊業、飲食サービス業」309となっている。（図表２）

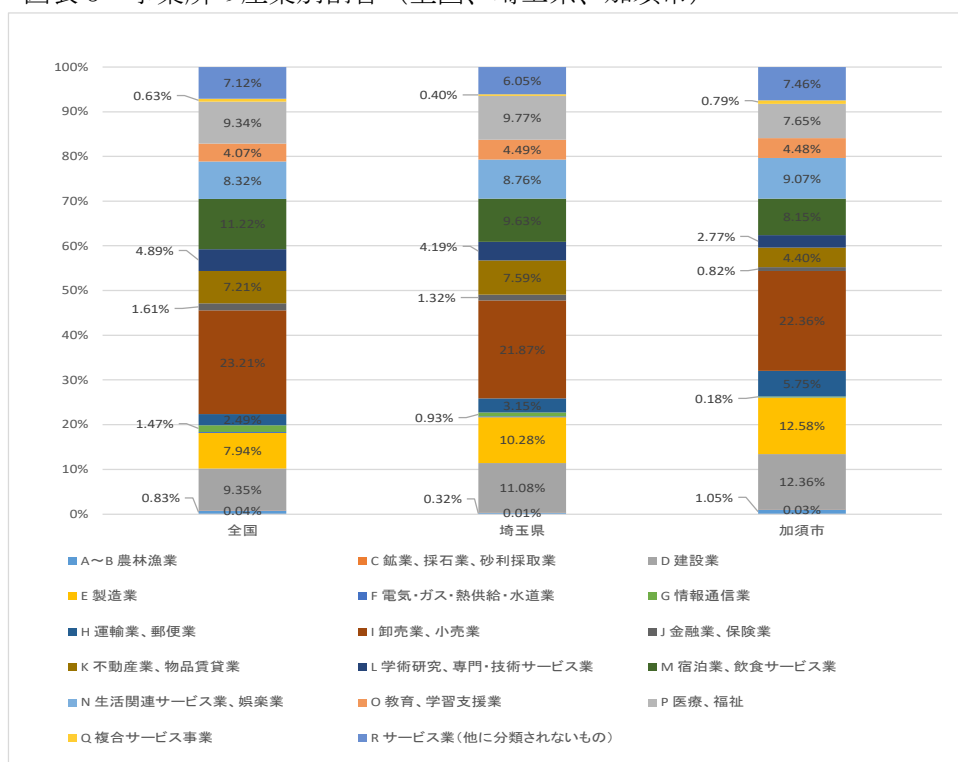
また、産業別割合を国や県と比較してみると、「建設業」や「製造業」等の第２次産業の占める割合は、全国 17.29%、埼玉県 21.36%に対し、加須市は 24.94%と高い割合となっている。（図表３）

図表２ 産業構造（産業分類別事業所数）（単位：事業所）

業種	全国	埼玉県	加須市
A～B 農林漁業	43,056	740	40
C 鉱業、採石業、砂利採取業	1,891	33	1
D 建設業	483,653	25,506	469
E 製造業	410,929	23,656	477
F 電気・ガス・熱供給・水道業	12,658	343	4
G 情報通信業	75,820	2,145	7
H 運輸業、郵便業	128,885	7,248	218
I 卸売業、小売業	1,200,555	50,356	848
J 金融業、保険業	83,351	3,045	31
K 不動産業、物品賃貸業	372,991	17,481	167
L 学術研究、専門・技術サービス業	252,927	9,651	105
M 宿泊業、飲食サービス業	580,584	22,160	309
N 生活関連サービス業、娯楽業	430,501	20,168	344
O 教育、学習支援業	210,531	10,334	170
P 医療、福祉	483,050	22,495	290
Q 複合サービス事業	32,702	913	30
R サービス業（他に分類されないもの）	368,549	13,934	283
合計	5,172,633	230,208	3,793

出展：総務省統計局「経済センサス活動調査」（令和３年）

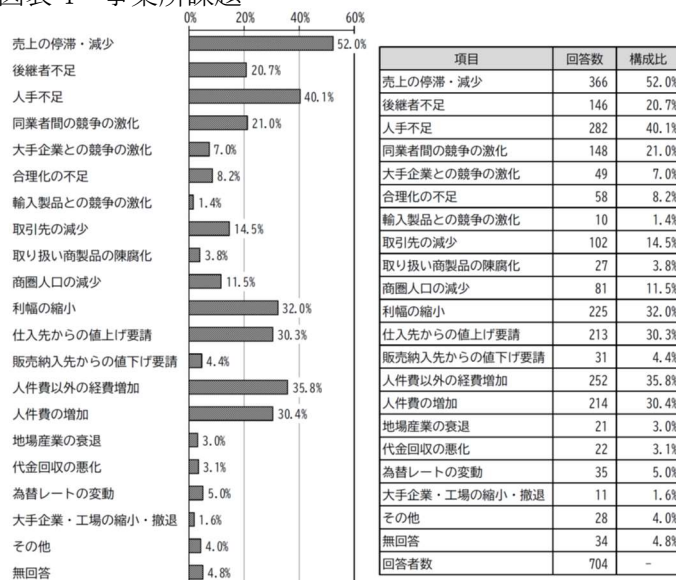
図表３ 事業所の産業別割合（全国、埼玉県、加須市）



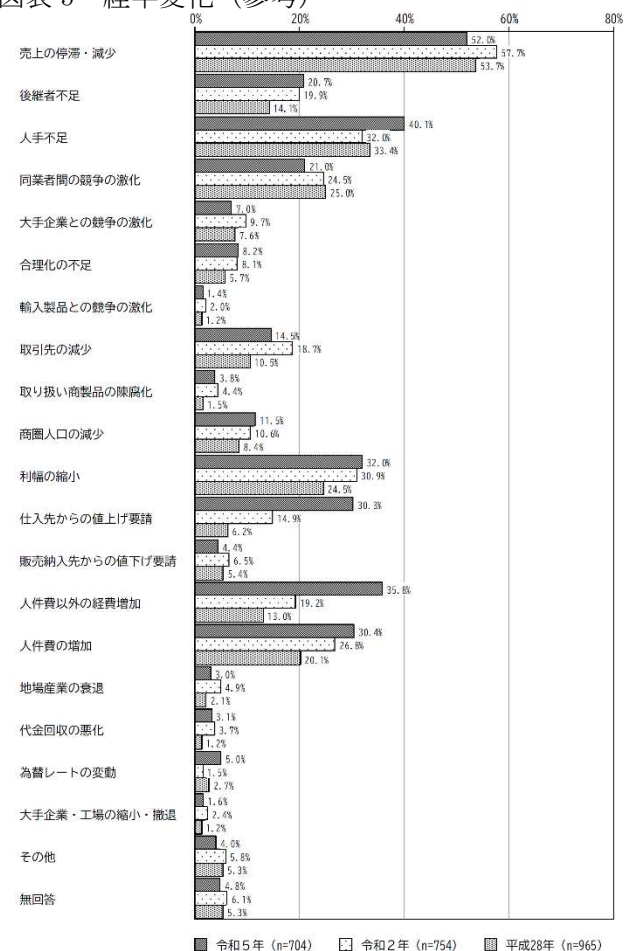
③中小企業者の実態

令和6年2月に作成した加須市 市内中小企業実態調査報告書によると、事業所が抱えている現在の課題として「売上の停滞・減少」が52.0%と高く、次いで「人手不足」が40.1%、「人件費以外の経費増加」が35.8%、「利幅の縮小」が32.0%、「人件費の増加」が30.4%となっており（図表4）、特に前回調査の令和2年度に比べて、「人件費以外の経費増加」を課題としている事業所は16.6%増加、「人手不足」を課題としている事業所は8.1%増加している。（図表5）

図表4 事業所課題



図表5 経年変化（参考）



(2) 目標

今後、更に認定支援機関を始めとする支援団体との連携を図り、中小企業者の生産性向上を促し、市内の中小企業の経営基盤の強化及び継続的な発展を目指していくことから、計画期間の2年間において、60件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

加須市では、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

加須市の産業は製造業、卸売業、小売業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が加須市の経済や雇用を支えているため、これらの業種で広く中小企業者の生産性の向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全て（ただし、下記3（2）で定める対象業種・事業に限る。）とする。

加須市の産業は、特定の区域に集中していないことから、本計画の対象区域は、市内全域とする。(図表 6)

加賀市土地利用構想図

The map illustrates the land use planning for Kagami City. It features several colored zones: yellow for residential areas, red for commercial and service areas, blue for industrial zones, and green for agricultural and forestry areas. Major roads are shown as solid lines, and proposed roads are dashed. Key locations like the city hall and branch offices are marked with black dots. The map also shows the city's boundaries and surrounding areas.

● 本庁舎、総合支所

※ 道路は、既設路線を実線で、計画・構想路線を点線で表しています。

※ I C : インターチェンジ
J C T : ジャンクション

(2) 対象業種・事業

加須市の産業は、製造業、卸売業、小売業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が加須市の経済及び雇用を支えているため、これらの業種で広く中小企業者の生産性の向上を実現する必要がある。

しかしながら、近年設備投資の著しい太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電事業に関しては、その性質から市内の日常的な雇用に結びつくことが少なく、市内への産業集積等の経済波及効果が希薄である。このため、本計画において対象とする業種は、再生可能エネルギー発電事業を除いた全業種とする。

なお、この場合における再生可能エネルギー発電事業とは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」第 9 条第 1 項に規定する「再生可能エネルギー発電事業」（同法第 2 条第 4 項第 1 号から 6 号に規定する全ての「再生可能エネルギー源」を含む。）を指す。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新製品開発、自動化による省力化、IT 導入による業務改善、省エネ事業等多岐に渡るものと推測される。このため、本計画においては、労働生産性が年平均 3% 以上に資するものと見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から 2 年間（令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

中小企業者が策定する先端設備等導入計画の期間は 3 年間、4 年間又は 5 年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組みは先端設備等導入計画の認定対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組みや、反社会勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・ 市税を滞納している者は先端設備等導入計画の認定対象としない等、事業の公平性に配慮する。
- ・ 加須市環境保全条例及び埼玉県景観条例を遵守する等、地域の環境保全に配慮する。
- ・ 先端設備等導入計画を認定された中小企業者は、市が必要とした際には計画の進捗状況を報告することとする。